その他の鉄道用又は軌道用のもの	
軌条及びその附属品並びに枕木	一五
道床	六〇
土工設備	五〇
橋りょう	
鉄筋コンクリート造のもの	五〇
鉄骨造のもの	四〇
その他のもの	一五
トンネル	
鉄筋コンクリート造のもの	六〇
れんが造のもの	三五
その他のもの	三〇
その他のもの	三〇
発電用又は送配電用のもの	
小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）に基づき建設したものに限る。）	三〇
その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。）	五七
汽力発電用のもの（岸壁、桟橋、堤防、防波堤、煙突その他汽力発電用のものをいう。）	四一
送電用のもの	
地中電線路	二五
塔、柱、がいし、送電線、地線及び添加電話線	三六

その他の鉄道用又は軌道用のもの	
軌条及びその附属品並びに枕木	一五
道床	六〇
土工設備	五〇
橋りょう	
鉄筋コンクリート造のもの	五〇
鉄骨造のもの	四〇
その他のもの	一五
トンネル	
鉄筋コンクリート造のもの	六〇
れんが造のもの	三五
その他のもの	三〇
その他のもの	三〇
発電用又は送配電用のもの	
小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）に基づき建設したものに限る。）	三〇
その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。）	五七
汽力発電用のもの（岸壁、桟橋、堤防、防波堤、煙突その他汽力発電用のものをいう。）	四一
送電用のもの	
地中電線路	二五
塔、柱、がいし、送電線、地線及び添加電話線	三六